

成果物の公表形式について（基準案）

○本基準の目的

本基準は、レセプト情報等を利用した学術研究に関する成果物の公表形式について別紙の匿名データにおける提供の基準も踏まえつつ、一応の基準を示すことにより、レセプト情報等の提供に関する有識者会議での議論の参考に供することを目的とするものである。

具体的な公表形式については、個別の申出毎に有識者会議での議論を踏まえ、利用条件に盛り込むこととする。

○公表形式

レセプト情報等を利用した学術研究に関する成果物の公表にあたっては、特定個人・特定医療機関等の第三者によって識別される可能性をなくすため、成果物の表記に関しては、以下のような措置を講ずることを利用者に求める。

（注）以下（1）から（3）に記載するものの他、希少な傷病名や高額な請求等についてグルーピングすること等が考えられる。

（1）最小集計単位の原則

- ①米国における情報提供の例も踏まえ、原則として、公表される成果物において、患者の数が10未満になる集計単位が含まれてはならない。
- ②医療機関等、保険者については、特定された場合、患者又は被保険者の識別可能性が高まると考えられるため、原則として、公表される成果物において、その数が2又は1となる集計単位が含まれてはならない。

（2）年齢区分

原則として、5歳毎にグルーピングして集計し、85歳以上についても同一のグルーピングとする。

（注）別紙の匿名データの提供にあたっては、15歳未満の者の場合には、産業・職業等の情報はなく個人の特定に利用できる情報は限定されているため15歳未満は各歳別となっている。

（3）地域区分

- ①特定健診等情報については、患者の方の住所地の記載があるが、患者の方の住所地については、原則として公表される成果物における最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏とする。
- ②医療機関・保険者の所在地を集計単位に用いている場合には、原則として公表される成果物における最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏とする。

（注）市町村単位で5歳階級、性別毎に集計すると非常に少ない数が含まれるセルが多く出現（別紙「一般配付資料」及び「机上配付資料（会議後回収）」参照）。また、別添参考資料のように千人未満の極めて人口が少ない市町村も存在。

また、地域区分（都道府県、市町村単位）によって、（1）の最小集計単位を分けるという考え方もあるか。

(参考)統計法の匿名データにおける匿名化処理方法

調査名	調査の内容		提供にあたっての処理		
	概要	対象	再抽出(※)	データ区分	地域区分
全国消費実態調査	家計の収支及び資産を総合的に調査し、世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、などを明らかにする。	2人以上の約5万世帯と約5千単身世帯	80%	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳階級コーディング (15歳未満は各歳別) ・8人以上の世帯削除 ・三つ子以上世帯削除 ・85歳以上トップコーディング 	全国2ブロック (三大都市圏とそれ以外)
社会生活基本調査	国民の生活時間の配分及び自由時間等における活動の実態を明らかにする。	10歳以上の者 約20万人		<ul style="list-style-type: none"> その他、年収等の項目について トップコーディング 	
就業構造基本調査	就業及び不就業の実態を明らかにし、就業構造や就業異動の実態に関する基礎資料を得る。	15歳以上の者 約100万人			
住宅・土地統計調査	住宅の形態や住宅・土地の保有状況等に関する実態を明らかにする。	約350万住戸・世帯	10%		都道府県

※ 再抽出率は、一橋大学における試行的提供の経験を踏まえ、個人の秘匿性の確保及びデータの有用性を勘案して設定。